

## ドローン・ラジコン飛行機 センター内利用規約

施設内でドローン・ラジコン飛行機等をご使用される場合は、事前に職員へ連絡し、別紙「使用願」の提出をお願いします。

下記のご理解とお約束をいただけた場合、指定場所での使用を許可します。

### 【兔和野高原野外教育センター ドローン・ラジコン飛行機等 使用規約】

〔ドローン・ラジコン飛行機等 → 飛行機器〕

兔和野高原野外教育センターにおいて飛行機器等をご使用される方は下記の事項を守り、安全に飛行を行ってください。

- 1 国土交通省の無人航空機に関わる法令を遵守してください。
  - ・航空法で定めている禁止事項は必ず守ってください。特にアルコール摂取時の飛行は行わないでください。
  - ・FPV ※1 などによる目視外飛行は国土交通大臣の承認を得ているもののみ許可します。  
※1 FPV：(First Person View) 機体に搭載したカメラの映像
- 2 操縦や画像伝送に使用する機器は電波法令で定めている技術基準に適合しているものを使用してください。電波法令で定めている技術基準に適合していない機器の使用は禁止します。
- 3 **必ず保険に加入した機体**をご使用ください。若しくはそれに相当する第三者賠償責任保険に加入してください。
- 4 **飛行可能空域は当日事務所にてご案内する範囲のみ**です。また地表より高度 150m 以上の飛行は禁止です。
- 5 使用中に発生した事故につきましては、飛行機器使用者が一切の責を負います。
- 6 空撮を含み、センター内で動画や写真を撮影する際は、個人情報等保護のため、「使用願」に記載された関係者以外の方が写り込まないようにしてください。また、撮影記録の開示を求められた際には、必ず応じていただきますようお願いいたします。
- 7 飛行機器使用中に関係者以外の方が近づかれた際には、かならず飛行機器を安全な場所に着陸させるなどの危険回避措置を行ってください。
- 8 建物等を痛めた場合、損害賠償の対象となります。
  - ・センター内の設備に衝突や墜落させた場合は、直ちに職員に報告してください。
- 9 使用終了時には、持続可能な環境への配慮行為として、持ち込んだ物、発生した**ゴミ等は全て持ち帰り**をお願いします。
- 10 飛行機を紛失させた時は、紛失した機体の登録番号を報告してください。

### 【ご利用のルール】

利用規約と合わせ、ご利用の際は下記事項も合わせてご理解の上、安全にフライトをお楽しみください。

- 1 各飛行機器等の混信を避ける為、利用者は声を掛け合い、チャンネル確認をお願いします。
- 2 同じコース内で2台以上同時にフライトする場合は、お互いの飛行機器の妨げにならない様、離発着には十分ご注意ください。
- 3 **ドローン競技等のポール・ゲート等の使用後は、穴の埋め戻しなど原状回復を必ずしてください**
- 4 トイドローンをご利用される場合の高度は15m以内とさせていただきます。
- 5 小学生以下の方がフライトされる場合は必ず保護者の方同伴でお願いいたします。
- 6 強風時は無理なフライトは避けてください。
- 7 車は駐車場に。**各グループ1台のみ指定場所脇に止めることが可能**です。

以上

# 兔和野高原 飛行機器使用願

利 用 日 時	令和      年      月      日 (      ) <small>《利用可能時刻は午前9時から午後5時まで》</small> 午前・午後      時 ~ 午前・午後      時まで			
人 数	大人(18才以上) _____ 名 ・ 子ども(18才未満) _____ 名			
利用飛行機器 登録番号	飛行機	ヘリコプター	ドローン	その他

※登録番号は国土交通省に申請して取得したもの  
 ※飛行重量が 100g 未満のものは記載不要です

※操縦者だけでなく、同行者全員の名前等を記入してください。

番号	名 前	年 齢	住 所	電 話 番 号
1			〒	
2			〒	
3			〒	
4			〒	
5			〒	
6			〒	
7			〒	
8			〒	
9			〒	

施設使用料として大人ひとり:300円、子ども(18才未満)150円

大人 \_\_\_\_\_ 人、子ども \_\_\_\_\_ 人 計 \_\_\_\_\_ 円

計	人
---	---